

金沢文庫本「群書治要」と久遠寺蔵「本朝文粹」との漢字音の比較

— 鎌倉時代中期における漢籍と和化漢文との字音注の差異について —

佐々木 勇*

A Comparison of Kanji Pronunciation between the *Qun Shu Zhi Yao* in Kanazawa Library and the *Honchomonzui* in Kuwonji Temple: Focusing on the Difference in Notes

SASAKI Isamu*

SUMMARY: The purpose of this paper is to compare the kanji pronunciation represented in the guiding notes added to the two Chinese texts, the *Qun Shu Zhi Yao* in the Kanazawa Library and the *Honchomonzui* in Kuwonji Temple. Whereas the *Qun Shu Zhi Yao* is a classical Chinese work, the *Honchomonzui* is a “Japanized Chinese text” written by Japanese writers. Both of the texts were transcribed with guiding notes by Kiyohara no Noritaka in the second half of the 13th century. Although these guiding notes were added by the same person in the same era, they are completely different. This shows that the traditional research method on the pronunciation of kanji, in which classical Chinese texts have been given priority over “Japanized” ones, should be reconsidered.

キーワード：群書治要、本朝文粹、清原教隆、日本漢音、漢字音、声点、言語変異

1. 本稿の目的

近年、日本語の史的研究にも、同時代・同地域における変異を考えようとする動きがある。それは、文字・語彙・文法等の各分野に亘っており、音声・音韻も例外ではない。

本稿では、同時代の日本漢字音が一樣ではなかったことを説きたい。

日本漢字音は、中国語音を日本語に取り込んだものであるから、現代日本語音における外来語音と同様の、発話者・発話場面による発音の揺れがかつて存したことは、十分予想される(高山2002, 佐々木2003)。

同時代における漢字音の変異を考察するためには、規範的な音と日常的な音とをそれぞれ記したと予想される文献が残存していることが必要である。

その中で、本稿の目的とする考察に耐えうる分量の資料を残すものとして、漢音と呉音とが選ばれる。今は、両者のうち、体系がほぼ明らかとなっている漢音を選ぶ。さらに、諸種の文献が豊富に存する点から、鎌倉時代を本稿の対象とする。

すなわち、鎌倉時代の漢音が単一ではなかったことを、具体的な資料によって記述することを、本稿の目的とする。

2. 対象資料

上のように目的を定めた時、規範的な音を記した文献の一つとして、金沢文庫本「群書治要」鎌倉期点を選定することは、異論の無いところであろう。

日常的な音を記した可能性の高い資料としては、仮名文・漢字仮名交じり文・古文書類が想起される。しかし、それらの一資料から得られる漢音の仮名表記例はわずかであり、声点加點も希である。また、

* 広島大学大学院教育学研究科助教授 (Assistant professor, Graduate school of Education, Hiroshima University)

両者に相違が見られたとして、それは、訓点資料と平仮名文との表記法の相違ではないか、という疑問を取り除くことが難しい。

そこで、漢籍訓点資料と同様の文字体系による音注加点資料を比較の対象とする。それは、和化漢文訓点資料である。

鎌倉時代の和化漢文訓読資料の中で、いずれの文献が日常的な音を示すものかは、全資料の分析の結果知られることである。それは、にわかには成しがたいため、今は、同時代・後世への影響の大きさから、『本朝文粹』を対象文献として選ぶ(大曾根1994等、参照)。

そして、『本朝文粹』の古写本中最も多い十三巻を残し、金沢文庫本『群書治要』経部に加点した清原教隆の訓点を伝える鎌倉中期点を有する久遠寺蔵本を、比較の対象とする。

2.1 金沢文庫本『群書治要』経部鎌倉期点(巻第一～巻第十。ただし、巻第四欠。)

金沢文庫本『群書治要』経部鎌倉期点(以下、単に『群書治要』とも呼ぶ)は、清原教隆(1199-1265)が、建長五年(1253)～正嘉元年(1257)にかけて加点したことが奥書より知られる。さきわめて有名な文献であるため、詳細は省略する¹⁾。

2.2 久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点(巻第二～第十四)

久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点(以下、単に『本朝文粹』とも呼ぶ)も、複製本が出版され、国語資料としても重視されている²⁾。

本資料は、奥書から、清原教隆が加点した本(「相州御本」)を、教隆没後、文永六年(1269)～八年(1271)にかけて移点し、それをもう一度移点したものが、現存の久遠寺本であることが知られる。

ただし、現存久遠寺本の訓点は、一筆ではない。訓点の中心は、巻第二等に見られる右下がりの仮名と同筆の訓点である。

巻第三・第十三の仮名点には、この右下がりの仮名の特徴が見られず、別筆だと思われる。また、巻八・巻九の前半部分、巻十の巻頭部分、および巻十

一の全体は、別筆加点の方が多い³⁾。

久遠寺本の中心をなす訓点の加点時は、明らかではないが、仮名字体から、最初の移点終了時(1271年)からさほど降らない時期であると判断される。

本稿では、本資料加点の中心である右下がりの訓点を対象とし、上の別筆訓点は、検討対象からはずす。これらの別筆は、全巻を通じてしばしば存する。また、巻第十四は、後の補写にかかる部分を多く含む。しかし、界線が引かれた補写以外の部分には、他巻と同様の仮名および声点が見られるため、対象とする。

なお、本資料加点の中心となっており、今回対象とする筆は、巻第十三を除く奥書と同筆であろう。それは、この仮名と同時に本文に書き込まれた漢字字体と、巻第十三以外の奥書漢字字体とが等しいことから知られる。

3. 両資料における漢字音注の概要比較

3.1 字音注の加点数

はじめに、両文献における漢字音注の概要を、加点形式の全体数によって見る。

両資料の漢字音注は、反切・同音字注、仮名音注、声点からなる(他に、音合符・音読符が存するが、本稿では考慮しない)。その加点数と、全体数に対する割合を記すと、次のようになる(下は、当該音注が加点された漢字の延べ数である。たとえば、当該漢字に反切が二つ付されていても、一字の漢字に対する注であるため、1と数えた数である)。

	反切・同音字注	仮名音注	声点	計
群書治要	274	1942	3055	5271
	(5.2%)	(36.8%)	(58.0%)	(100.0%)
本朝文粹	46	3691	3703	7440
	(0.6%)	(49.6%)	(49.8%)	(100.0%)

加点の総数は、ほぼ、対象文献の分量に比例していると考えられる(『群書治要』九巻〈各巻500～600行程度〉、『本朝文粹』十一巻〈各巻600～900行

程度)。

加音注の種類別に見ると、次の点が指摘できる。

- ①【本朝文粹】は、【群書治要】に比して、反切・同音字注の割合が低い。
- ②【本朝文粹】は、【群書治要】に比して、仮名音注の割合が高い。
- ③【本朝文粹】は、【群書治要】に比して、声点の割合が低い。

以下、音注の種類別に、若干の検討を加える⁴⁾。

3.2 反切・同音字注

【群書治要】の反切・同音字注は、全巻に亘って見られる。それと比して少ない【本朝文粹】鎌倉期点の反切・同音字注は、特に巻第四(論奏・表)に偏りが見られる(46字中28字)。他例は、巻二・五・七・八・九・十二である。祭文・願文・表白等を取る巻十三・十四には、反切・同音字注が存しない。

また、金沢文庫本【群書治要】経部は、【經典釈文】の反切を引用している(足利1932: 844, 沼本1982: 637, 佐々木2002)。

しかし、久遠寺蔵【本朝文粹】鎌倉期点の反切・同音字注は、【經典釈文】とは一致しない。したがって、経書訓点資料とは、音注の拠り所が異なる⁵⁾。

3.3 仮名音注

時代が降るとともに、音注は、反切・同音字注から仮名音注に移行することが、漢籍訓読資料の訓点をもとに、説かれている⁶⁾。

ここでは、同一人の訓点を反映する資料でありながら、【群書治要】と【本朝文粹】とで、反切・同音字注と仮名音注との割合が異なることが重要である。

3.4 声点

時代が降るとともに、声点が減少し、ついには加音しないことが一般的になる(佐々木1997a, b)。

わずかな差ではあるが、ここでも、両文献の声点加音の割合が異なることが重要である。

4. 仮名音注の比較

4.1 呉音形の混入

両資料とも、漢音読が中心であり、日本漢音資料として活用されてきている。ただし、【本朝文粹】には、呉音読が比較的多く見られる。

それは、巻第十三・第十四に所収の願文・諷誦文等に呉音が多く用いられたことが主な理由である。しかし、その他の巻にも、呉音の仮名音注ならびに呉音声調を記したと思われる声点が散見される。先行研究(柏谷嘉弘1987)によれば、字音加音例の約20%が呉音読であるという。ただし、柏谷1987は、久遠寺本の加音全例を対象にした調査であり、本稿が対象とする訓点に限れば、8%程度、459例である⁷⁾。

これに対して、書陵部蔵【群書治要】経部鎌倉期点には、明確に呉音形と言えるものは、下に掲げる七例に過ぎない。

樊須(九329) 訖モ(五324) 逃(七532)
 屬鑲を(六516) 怒信アて(十191)
 絳のコトシ(七540) 大札(八88)

はじめの二例は、人名である。また、「逃」は、院政鎌倉時代に、漢音「タウ」ではなく呉音「テウ」で定着していた、という指摘がある(沼本1982: 1128-1129)。【群書治要】におけるこれらの呉音形は例外的であり、呉音形の割合は、漢音直読資料【蒙求】諸本におけるよりも、さらに低い(沼本1982, 佐々木1989)。よって、【群書治要】経部鎌倉期点では、呉音を極力混じらないように整備された音注加音がなされているといえよう。

なお、金沢文庫本【群書治要】には、他に、日本漢音の体系に合わない音形が、反切・同音字注によって導き出されたと考えられる例が存する(佐々木2002)。

4.2 漢音形の比較

両資料の漢音形を比較するために、両文献の字音注を抜き出し、文献ごとの分紐分韻表を作成した。その上で、上に指摘した呉音読と反切・同音字注による加音を除外し、両資料の字音注を比較してみた。

その結果、相違が見られたいくつかの点について、以下に記述する。ただし、紙幅の都合で、用例の掲出を、大幅に省略する⁸⁾。

用例右の()内は、用例所在(巻数と行数)である。該当事項に関する漢字の訓点のみを記入し、声点は必要個所以外、省略する。

A. 開音・合音の頭音表記

イ列開音は、両文献ともイーと表記して、変わる場所がない。

(1) イ列合音

【群書治要】

ㄱ表記例(22例)

委シ(一28) 威シテ(二361) 畏(七7)
位(八5) 造為スル(八299) など。

ウㄱ表記例(2例)

行葦(三453) 消淵(六267)

【本朝文粹】

ㄱ表記例(52例)

東園(二54) 委スル(二365・八682)
蘆葦(四407) 威(十二201) など。

イ表記例(1例)

偉器(八638)

以上、両資料とも、「キー」を基本とする。

ただし、金沢文庫本『群書治要』にのみ、「ウキ」の例が見られる。これは、中国語原音の合口性を強調した表記であると考えられる。金沢文庫本『群書治要』には、止撮合口字を「スキ」「ツキ」と加点了の例が存する。上も、それらと共通する規範的な表記であると考えられる(佐々木2004)。

一方、久遠寺蔵『本朝文粹』には、イ表記例が、一例ながら存する。しかし、『本朝文粹』の開口字では、ㄱとする例は無い。よって、合口字をイとする上例は、実際の発音における合口性の消失を意味するものであろう⁹⁾。

(2) エ列開音

【群書治要】

ㄱ表記例(31例)

日映(十179) 英英タル(三404)
櫻シ(七236) 畢翳(七82)

要セシメ(六526) 僮(八301) 愆(二63)
閻没(六421) 夭昏(六313) 羸不足(八77)
など。

【本朝文粹】

ㄱ表記例(79例)

映ス(十369) 玄英(十二201)
阜陶(二657) 滯淹(六342) 劉嬰(九548)
影堂(五589) 淪翳(八323) 羸金(九569)
紫掖(五119) など。

ㄱ表記例(6例)

映シ(十418) 玄英(十二610)
阜陶(四170) 淹沈(六217)
精液(十二473) 炎州(十670) 以上。

上の通り、『本朝文粹』にのみ、開口字の頭音をエとした例が、六例見られる。この六例には、当該字がエーの例をも持つ「映・英・陶・淹」の例が含まれる。同一語の例も見られるため、『本朝文粹』鎌倉期点では、エとエトが同一音を表していると考えられる。

(3) エ列合音¹⁰⁾

【群書治要】

ㄱ表記例(6例)

垣ナリ(三477) 卻宛(六377) 榮(六505)
穢(七336) 怨セス(八47) 汚穢(十474)

ㄱ表記例(1例)

鉞(五236)

【本朝文粹】

ㄱ表記例(10例)

鉞(四233) 冤者(二98) 冤(六629)
游泳(四66) 鵠群(八663) 黄琬(十712)
梅援(十456) 垣墻(十二421)
婉転タリ(十621) 袁氏(八715) 以上。

ㄱ表記例(10例)

齊鉞(五159) 冤屈(六631) 冤(六641)
榮(四429) 榮貴(六77) 榮路(四537)
翰苑(二910) 高媛(七449)
滌媛(十505・681) 以上。

以上、金沢文庫本『群書治要』は、ㄱ表記を原則とする。しかし、久遠寺蔵『本朝文粹』の合口字におけるㄱ表記例は、前代の表記をとどめたものに過

ぎないようである。ここでも、『本朝文粹』においては、エとエトが別の音を示していたとは考えにくい¹¹⁾。

B. 連母音の長音化と統合

(1) iヨウ→eウ

中国中古音で、蒸韻・鍾韻（以下、平声韻で他声韻を代表させる）に属する漢字は、日本漢音では、シヨウ等、iヨウで定着した。しかし、院政期以降、これらの字がセウ等、eウ型表記された例が指摘されている（小林1971、沼本1982、佐々木2003b）。

『群書治要』には、以下の例が見られる。

【蒸韻】 3字6例

徴会スレトモ（三375） 庶徴（七230）
 徴言（八186） 徴斂シテ（十69）
 召陵（六69） 侵凌シテ（八397）

【鍾韻】 1字2例

冢幸（七105八6）

上例は、いずれも、『群書治要』経部における当該字加点例の全例である。複数見られる「徴」「冢」は、清原教隆個人内で定着していたものであろう。

『本朝文粹』にも、「徴」「冢」を含めて、以下の例が存する。

【蒸韻】 8字9例¹²⁾

徴発（二417） 徴辟（六599）
 澄澄タルを（八495） 禁懲（二810）
 膝妾（二521） 凝迷ナリ（八695）
 升平（十二473） 越綾（二529）
 凌辱（二822）

【鍾韻】 5字6例

青冢（十二69） 籠を（五245・338）
 濃淡（十522） 籠（八820） 追徒（八552）

はじめに確認したとおり、『本朝文粹』の仮名音注加点数は、『群書治要』経部の二倍弱である。しかし、上の用例数の差は、それだけの理由によるものではないと考えられる。両文献ともに加点が見られる同一字は多くはないが、久遠寺蔵『本朝文粹』ではケウと加点されている蒸韻字「凝」に、『群書治要』では原則通りキヨウと加点しているからである。

(2) eウ→iヨウ

一方、中国中古音で、宵韻・蕭韻に属する漢字は、日本漢音では、ケウ等、eウ型表記で定着した。『群書治要』では、全59例がeウ型表記であり、例外がない。

ところが、『本朝文粹』には、以下のようなiヨウ型の例がある。

【宵韻】 2字2例

雲霄（十二502）（ただし、霄の例が四例存する〈五389六636七453八492〉。）
 當寮（六113）（ただし、寮の例が三例存する〈二335六243・668〉。）

蕭韻には、iヨウ型表記の確例がない。ただし、『雕竜（九500）』の例が見られる。これは、「テ」と「チ」との誤写によるものかもしれない。しかし、その他の例を考慮すれば、『和泉往来』文治二年（1186）点の「彫幣」以降指摘されているものの類例である可能性が高い（小林1987:990-993）。

C. 唇内入声の母音uへの合流

『群書治要』には、唇内入声字音の仮名表記例が全38例存する。そのうち、誤写かと思われる2例を除けば、後掲のツ表記例が1例存する他は、全例フ表記である。

フ表記（35例）

揖シテ（六222） 臈^ツ（入聲）す（七112）
 獵^ツ（入聲）セス（三131） 舟楫（二253）など。

『本朝文粹』には、唇内入声字101字に107の仮名表記例が存し、そのうちの76例がフ表記である。しかし、次のようなウ表記例が存する。

ウ表記（11例）

莫莢^ウ（去）（八528） 薔苳（七270・322）
 笈^ウ（入）（八552） 二匝（十二437）
 踏舞（十495） 寶榻（八656）
 竹牒^ウ（入）（六565） 桜笠（十二654）
 舟楫^ウ（五305） 舟楫^ウ（入聲）（六303） 以上。

上に最初に掲げた「莢」字には、入声点とともに去声点も加点されている。また、『本朝文粹』には、唇内入声字に他声の声点を加点した類例が存する（暈^ウ（去）岫〈八812〉）。これらは、唇内入声音の開音

節化を反映するものであろう。

なお、唇内入声韻尾をウで表記する上記のような例は、「和文脈的性格の強い文献」に多く見られることが言われている（濱田1949, 沼本1997）。よって、上の事実は、久遠寺蔵『本朝文粹』に記された漢字音が、金沢文庫本『群書治要』よりも、日本語化された音を反映していることを示す。

また、この現象の裏返しとして、ウで表記されることが一般的なu・ngを「フ」で記す、以下の例も、『本朝文粹』には見られる。

懃然(去) (九249) 翹(平)楚 (八487)
 勅祐(去) (五358) 巧 (二433) 綬を (十555)
 厚礼 (四463) 長庚 (十705)

『群書治要』には、このような例は存しない。

D. 入声韻尾の促音化

両資料ともに、舌内入声一ツ、喉内入声一キまたはク、唇内入声一フが主表記である。

しかし、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点には、唇内入声韻尾をツで表記した例が存する。

ツ表記 (17例)

揖シ (五44・155) 揖す (五191)
 接(入)セリ (五559) 接ス (十二444)
 攝シ (二448・十275) 攝スル (五599)
 攝(シ)て (十160) 答シ (七381)
 法則ス (十379) 颯颯 (十302)
 入己 (二729) 蟄(入)虫 (八271)
 執(入)徐 (九384) 颯(入)爾タリ (十232)
 颯(入)然タリ (十二394) 以上。

サ変動詞その他、促音化が起きる可能性がある音環境の例が十五例である。最後の「颯」は、加點時において、単字に「サツ」の音形が固定していたものと解される。

これに対して、金沢文庫本『群書治要』には、次の例が見られるのみである。

蟄(入)セサルトキンハ (七55)

上の用例は、サ変動詞となったときに唇内入声音が促音化したものかもしれない。しかし、加點時において、単字「蟄」に「チツ」の音形が固定していた可能性もある。

なお、久遠寺蔵『本朝文粹』には、つぎのような舌内入声韻尾を表記しない例も存する。

没(入) (六631)

他の舌内入声字は、ツで表記されているため、これは、舌内入声音の促音化例かと解釈される。『群書治要』には、このような例は存しない¹³⁾。

5. 声点の比較

金沢文庫本『群書治要』については、『廣韻』声韻・清濁との対応表を公表している¹⁴⁾。

それと、久遠寺蔵『本朝文粹』の声点とを比較すると、『本朝文粹』に呉音声調の混入かと思われる例が比較的多い点と、『本朝文粹』に軽点が少ない点とが異なる。

金沢文庫本『群書治要』鎌倉期点には、平声軽点一246例、入声軽点一164例が見られる。

これに対して、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点は、平声軽点一40例、入声軽点一17例でしかない。

日本漢音においては、軽声の消滅にともなって軽点の意味が不明となり、次第に加點されなくなる（佐々木1995, 1998）。久遠寺蔵『本朝文粹』は、その実体を反映している。

6. 結びと今後の課題

以上、『本朝文粹』鎌倉中期点を『群書治要』鎌倉中期点と比較した結果、同時期の加點でありながら、『本朝文粹』では、『群書治要』よりも、日本語化が進んでいることが知られた。

その久遠寺本『本朝文粹』鎌倉期点は、清原教隆の訓点に発するものの、二度の移点によって、改変された可能性がある。しかし、文永における最初の移点者は、教隆に師事した北條実時ではないかと推測されている¹⁵⁾。

最終的な加點者は不明ながら、現久遠寺本の訓点も、中国語音韻学の知識に基づいた加點をとどめている。たとえば、「興」は、「起きる・起こす」の意の時には平声点が加點され、「楽しみ」の意の時には去声点が加點されて、これにはずれるものがない。

また、「応」は、「応える」の意では10例に去声点が加点され、姓として用いられるときには平声点が加点されている。

すなわち、より規範的な『群書治要』と比較した場合、『本朝文粹』の字音は日本語的であると言えることを、最後に確認しておかなければならない。

今後の課題は、多い。

まず、『本朝文粹』の他本の調査を行わなければならない。たとえば、天理図書館蔵『本朝文粹』巻第十三鎌倉中期点については、同時期の別筆訓点に、韻尾nを「ム」と表記した例、合拗音を直音表記した例、オ段拗長音を割音表記した例とその逆とがあることが指摘されている（小林1984）。この本は、巻十三のみの断簡で、得られる用例は少ないものの、他に次のような例が存する。

クエツクエツ（ケツ）
潔（入聲）（26）

開口字「潔」に「クエツ」と加点し、それを左に「ケツ」と訂した上で合点を付している。これも、字音の開合の区別が困難であったことを示す例であろう。

これらは、久遠寺本で指摘してきたことがらに通じるものである。

また、『本朝文粹』よりもさらに日本語化された漢字音によって読まれたであろう大量の文献の漢字音を、整理してみる必要がある。すでに、「民衆の言語生活における漢語」音を反映する和化漢文として、『将門記』と古往来における平安後期～鎌倉初期点の漢字音が分析されている（沼本1982：付論第三章）。これらは、久遠寺蔵『本朝文粹』よりも加点年が古いにもかかわらず、よりいっそう日常的な音を反映している。さらに漢文体から離れた文献では、国語音とほとんど変わるところがない漢語音が実現されていたものであろう。

一方、本稿においては、鎌倉中期における規範的な音を、金沢文庫本『群書治要』によって代表させた。しかし、同じく清原教隆の訓点を反映する金沢文庫本『春秋経傳集解』は、『群書治要』よりもさらに保守的であることが、訓法の面から明らかにされている（小林1967:1268）。金沢文庫本『春秋経傳集解』三十巻は、複製本が出版されていないこともあ

り、研究が進んでいないが、その漢字音は『群書治要』よりもなお規範的である可能性が存する。

以上、本稿では、同時代・同地域の漢字音であっても、中国語原音からの距離という点から見ると、さまざまな音が発せられていたであろうとの予想のもと、近い関係にある二文献の音注を比較してみた。その結果、はじめの予想が正しかったことを確認した。

片仮名文や角筆文献に、正統な訓点資料とは異なる言語事象が見られることは、早くから指摘されていた（小林1971,1987）。今後の研究においては、一つ一つの文献の音注を、資料の性格を考慮して整理することによって、広がりのある日本漢字音史が描かれることが期待される。

〔注〕

- 1) 調査は、書陵部蔵カラー写真および複製本（1989年、汲古書院）による。なお、本資料については、同複製本所収、小林芳規論文等、参照。
- 2) 『重要文化財 本朝文粹 全二冊』（1980年、汲古書院）。本資料の調査は汲古書院の複製本により、不明な個所は、原本調査によって補った。原本調査の許可を下さった身延文庫長ならびに文庫の皆様へ御礼申し上げる。なお、阿部1980などにより、最終的な移点の時は、巻第十三の奥書から、建治二年（1276）とされている。しかし、巻第十三は、他巻と界高・界幅が異なり、本文・奥書とも筆が異なる。よって、巻第十三の奥書を、他巻の訓点にまで及ぼすべきではない。巻第十三の奥書は、「最明寺」を誤って訂正している点も不審である。
- 3) 陽明文庫御当局のご高配により、陽明文庫蔵『本朝文粹』の原本閲覧の機会が得られた。陽明文庫本は、身延本から少なくとも二度の転写を経ながら、丁寧な移点がなされている。この本には、身延本の後筆は、加点されていない場合が多い。よって、身延本における後筆訓点の認定に、参考となる。ただし、身延本で鎌倉中期点と判断されるものでも、陽明文庫本には省略されているものがあり、転写時に改変あるいは増補したかと思われる訓点もあって、絶対の拠り所にはならない。
- 4) この傾向は、『本朝文粹』諸本によって、差がある。たとえば、真福寺本正応元年（1288）点・天理図書館蔵巻第十三鎌倉中期点は、久遠寺本に比して声点の密度

- が高い。しかし、これらの本には、反切・同音字注が見られない。
- 5) 反切・同音字注を何から引用しているのか、明確でない。切韻系韻書・『玉篇』に一致するものが多いが、そればかりでもない。詳しい調査は、今後の課題としたい。
- 6) 沼本 1982: 710-711 頁, 参照。ただし、同時代の漢籍訓読資料であっても、反切・同音字注と仮名音注との割合には、資料ごとに大きな差がある。さらに資料を増やして、調査しなければならない。
- 7) これは、本稿が対象とする訓点が、巻第十三には加点されておらず、第十四にわずかに見られるのみであるためである。また、声調のみによって漢音・呉音の判定を下すのは困難であり、多く保留したことにもよる。
- 8) 金沢文庫本『群書治要』経書鎌倉期点については、字音索引を公表している(小林芳規・原卓志・山本秀人・山本真吾・佐々木勇 1996, 所収)ので、それによって確認したい。久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点については、分組分韻表を公表する計画がある。
- 9) 『大慈恩寺三蔵法師伝』1223 年点にも、このイ表記例が見られる(佐々木 2003b, 参照)。
- 10) なお、ここに掲げる以外に、韻鏡四等字をエとする諸字がある。これらは、つとに指摘されているとおり、日本漢音が韻鏡四等字の合口性の弱화를反映したものであり(有坂秀世 1940), 当初からエであったと考えられるため、挙例しない。
- 11) 久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点では、韻鏡四等字をエで表記した例も存する。さらに、呉音形においてもエ・エが同一字の頭音表示に混用されている。やはり、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点においては、両音を区別していないと考えるべきであろう。
- 12) この他に、「氷」の四例が存する(氷兒(五 156) 氷囊(八 455) 氷絹(八 504) 氷凍(十二 104))。しかし、これは、中国中古音における蒸韻唇音字の主母音が前舌であったとする説(平山久雄 1960)を裏づける例であるかも知れない。この点についての、調査が必要であることを、肥爪周二氏からご教示いただいた。
- 13) 濱田 1949, 沼本 1997, 参照。なお、同時期の漢籍訓点資料の実態から見て、金沢文庫本『群書治要』の訓読においても、入声音の促音化は生じていたものと推測される。しかし、それが知られるような表記例を指摘できない。ここからも、金沢文庫本『群書治要』の訓点が規範的であることが確認される。
- 14) 佐々木 1995。なお、久遠寺蔵『本朝文粹』については、紙幅の関係で、ここに同様の表を掲げることができない。別の機会に公表したい。
- 15) 阿部 1980 に指摘がある。文永からさほど時を経ず

して移点した二度目の移点者(すなわち現存久遠寺本の加点点者)も、北條家に関わり、教隆の教えをうけた人物であった可能性が高い。おそらく、清原教隆・北條実時とくらべて、学力が大きく劣る人物ではなかったであろう。

参考文献

- 足利衍述(1932)『鎌倉室町時代之儒教』東京:日本古典全集刊行会。
- 阿部隆一(1980)「本朝文粹伝本考 一身延本を中心として」身延山久遠寺刊『重要文化財本朝文粹』, 355-370。東京:汲古書院。
- 有坂秀世(1940)「唇牙喉音四等に於ける合口性の弱化傾向について」『音声学協会会報』62・63, 『国語音韻史の研究 増補新版』東京:三省堂に所収。
- 大曾根章介(1994)『王朝漢文学論攷』東京:岩波書店。
- 柏谷嘉弘(1987)『日本漢語の系譜』東京:東苑社。
- 小林芳規(1967)『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京:東京大学出版会。
- 小林芳規(1971)「中世片仮名文の国語史的研究」『広島大学文学部紀要』特輯号 3。
- 小林芳規(1984)「訓点解説」『天理図書館善本叢書 平安詩文残篇』東京:八木書店, 所収。
- 小林芳規(1987)『角筆文献の国語学的研究 研究篇』東京:汲古書院。
- 小林芳規・原卓志・山本秀人・山本真吾・佐々木勇(1996)『宮内庁書陵部蔵 群書治要経部語彙索引』東京:汲古書院。
- 佐々木勇(1989)「『蒙求』字音点に見られる日本漢音の変遷—鎌倉時代を中心として—」『国文学攷』121, 1-31。
- 佐々木勇(1995)「日本漢音の軽声減少について—漢音の国語化の一側面—」『国語國文』734, 11-19。
- 佐々木勇(1997a)「『蒙求』における日本漢音声調の伝承と衰退」『訓点語と訓点資料』99, 19-33。
- 佐々木勇(1997b)「清原宣賢の漢音声調—十六世紀前半の実態把握のために—」『国文学攷』154, 1-15。
- 佐々木勇(1998)「日本漢音における軽声の消滅について—漢籍を資料として—」『鎌倉時代語研究』21, 5-29。
- 佐々木勇(2002)「日本漢音における反切・同音字注の仮名音注・声点への反映について—金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点の場合—」『国語学』53: 3, 1-14。
- 佐々木勇(2003a)「日本漢字音史における位相的研究」『国文学』48: 4, 62-66。
- 佐々木勇(2003b)「『大慈恩寺三蔵法師伝』鎌倉初期点における漢音形の日本語化—院政期点および『蒙求』字音点との比較を通して見る—」『新大國語』29, 120-

131.

- 佐々木勇(2004)「日本漢音における止摂合口字音の受容に見られる位相差」『国語国文』73: 7, 21-37.
- 高山知明(2002)「日本漢語の史的音韻論的課題」『音声研究』6: 1, 44-52.
- 沼本克明(1982)『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』東京：武蔵野書院.

沼本克明(1997)『日本漢字音の歴史的研究』東京：汲古書院.

濱田 敦(1949)「促音と撥音(上)」『人文研究』1: 191-214.

平山久雄(1966)「切韻における蒸職韻と之韻の音価」『東洋学報』49: 1, 42-69.